

青森県報

第四千四百二十二号

平成三十年
三月九日
(金曜日)

目次

告 示

- 略痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉課) …… 一
- 特定行為業務の登録……………(同) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出…(障害福祉課) …… 二
- 保安林の指定……………(林政課) …… 二

公 告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域県民局) …… 三
- 右 同……………(上北地域県民局) …… 四

教育委員会

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(総合学校教育センター) …… 四
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(同) …… 四
- 右 同……………(同) …… 五
- 右 同……………(同) …… 五

公安委員会

- 青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(警務課) …… 六

告

示

青森県告示第百七十七号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇〇四九	平成三〇・三・一	社会福祉法人緑風社	平川市沖田八	特別養護老人ホーム緑青園	平川市沖田八	平成三〇・三・一	介護老人福祉施設
〇二五〇〇五〇	〃	社会福祉法人緑風社	平川市沖田八	特別養護老人ホーム緑青園	平川市沖田八	〃	短期入所生活介護

青森県告示第百七十八号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇二〇九九	平成三〇・三・二	東洋シルバーク株式会社	青森市青森三丁目七	エコパールセンター	弘前市大前六丁目一〇	平成三〇・四・一	訪問介護
〇二〇〇二〇一〇〇	〃	社会福祉法人誠友社	上北郡おいらせ町二丁目二六	特別養護老人ホーム木崎野	上北郡おいらせ町二丁目二六	三〇・三・二	短期入所生活介護

青森県告示第百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成三十年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	アイセイ薬局田向店	八戸市大字田向字毘沙門前九の一	平成 三〇・二・一〇
変更後	調剤薬局ツルハドラッグ八戸市民病院前店	八戸市田向三丁目二の一八	
変更前		八戸市大字田向字毘沙門前一〇の五	
変更後		八戸市田向三丁目二の一九	

青森県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

むつ市川内町家ノ上一〇三の三四二

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ弘前駅前店

弘前市弘前駅前北地区土地区画整理事業地内一一街区

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 弘前市の意見の概要

- 1 弘前市経営計画の土地利用の基本方針から逸脱するものではないが、弘前市経

営計画の関連する施策との整合性を図るため、関係課が所管する条例や計画、本件に係る意見等に十分配慮し、事業を進めること。

2 一定規模以上の建築物及び工作物の新築・新設に関して、景観の届出及び屋外広告物の許可申請をすること。

3 駐車場法第十一条の規定により、自動車の駐車に供する部分の面積が五百平方メートル以上である路外駐車場の構造及び設備は駐車場法施行令で定める技術的基準に適合させること。

4 当該地への利用については自家用車利用（自動車分担率七十パーセント）を想定しているが、交通渋滞・交通事故防止の観点から、できるだけ公共交通機関の活用を促すこと。

5 設備機器の稼働、車両の走行に伴い発生する騒音について、夜間（二十一時から六時まで）に発生する騒音ごとでの予測結果において、敷地境界での騒音レベルが規制基準値を超過すると算出された地点があるものの、対向地において再予測した結果では、全地点において環境基準を満足していることから、周辺環境に与える影響は少ないものと思われるが、今後の状況変化には十分留意し、新たに生じる影響を最小限に抑えるための適切な対応をすること。

6 現在本市が推進している廃棄物の減量に努め、分別の徹底によりリサイクルを推進するなど、省資源化に配慮すること。

7 営業に伴い周辺住民から騒音に関する苦情が寄せられた場合は誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。

8 当該店舗出店予定地については、和徳小学校の通学路に隣接しているため、登下校時における児童の安全に十分配慮すること。

9 店舗内における防犯や青少年非行防止の観点から、見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置、制服警備員による警備強化等の対策を講じること。

10 犯罪または非行の発生場所となりやすい駐車場、荷捌き施設、建物の死角など、人通りの少ない場所については、制服警備員や従業員による定期的な巡回、照明、防犯カメラの設置等、犯罪や非行防止対策を講じること。

11 営業時間外においても、駐車場の出入口の施錠及び適切な照明の設置、警備員の巡回など、犯罪や青少年の非行防止対策を講じること。

12 警察署と連携し、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置など緊急通報体制を確立し、警察署の協力要請に応じ、地域の

防犯対策や従業員の防犯教育に努めること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし
意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成三十年三月九日から同年四月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社進貴

二 代表者の氏名 高田真也

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の九

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第二〇〇三九四号

五 取消年月日 平成三十年二月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年二月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 附田板金
- 二 氏名 附田幸男
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字泊字川原六八二の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第五〇〇三二六号
- 五 取消年月日 平成三十年二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年十一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教育委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年三月九日

青森県総合学校教育センター所長 奈良 和 仁

一 物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ及びソフトウェア等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総合学校教育センター

青森市大字大矢沢字野田八〇の二

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年十二月二十五日

五 落札者の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 落札金額

八十一万八千六百四十円

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年十一月十七日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年三月九日

青森県総合学校教育センター所長 奈良 和 仁

一 物品等の名称及び数量

ASNセンター機能整備機器の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総合学校教育センター

青森市大字大矢沢字野田八〇の二
三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年十二月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所
富士通リース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央三丁目二の二三

六 契約金額
百四十三万七百八十四円

七 随意契約の理由

八 契約の相手方を決定した手続
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年三月九日

青森県総合学校教育センター所長 奈 良 和 仁

一 物品等の名称及び数量
電子計算組織の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総合学校教育センター

青森市大字大矢沢字野田八〇の二

三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年十二月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所
富士通リース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央三丁目二の二三

六 契約金額
六百三十三万六千四百二十四円

七 随意契約の理由

八 契約の相手方を決定した手続
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年三月九日

青森県総合学校教育センター所長 奈 良 和 仁

一 物品等の名称及び数量
教育情報システムの賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総合学校教育センター

青森市大字大矢沢字野田八〇の二

三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年十二月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士通リース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央三丁目二の二三

六 契約金額

八十五万八千六百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月九日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の二号を加える。

四 警察車両運転技能検定に関すること。

五 職員の公用車に係る交通事故防止に関すること。

第七条の五中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭